

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：東南アジア・南アジア地域都市レベルの気候変動対策実施促進に係る情報収集確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：東南アジア・南アジア地域都市レベルの気候変動対策実施促進に係る情報収集確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00372

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：東南アジア・南アジア地域都市レベルの気候変動対策実施促進に係る情報収集確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 6月 30日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年 7月 1日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 6日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年 7月 10日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年 7月 23日 10時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/n6GzTwh8sw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書(入札価格)

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

- 最も安価な見積額：価格評価点＝100点
それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2015年のパリ協定では、途上国を含む世界全体で気候変動の緩和及び適応に取り組むことが国際的に合意され、世界の平均気温上昇を1.5℃未満に抑える長期目標が掲げられた。IPCC第6次評価報告書（AR6）では、都市は温室効果ガス（GHG）排出及び気候変動リスクが集中する一方、緩和策・適応策を効果的に実施し得る重要な主体であると指摘されている。

近年、東南アジア・南アジア地域では、洪水、高潮、干ばつ、熱波等の気候変動影響が都市部において顕在化している。また、急速な都市化や人口増加、経済成長に伴い、エネルギー需要及びGHG排出量の増加への対応も求められている。このため、多くの開発途上国では、NDCや国家適応計画（NAP）等の策定を進めているものの、実際に対策を実施する都市レベルでは、制度・技術・財政面の制約や関係機関間の調整不足等により、包括的かつ統合的な対策の実施やモニタリング体制の強化が課題となっている。

JICAはこれまで、タイ国「バンコク都気候変動マスタープラン2013-2023実施能力強化プロジェクト」や、ベトナム国「ホーチミン市環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト」等を通じ、都市レベルの気候変動対策や環境管理、都市インフラ整備に係る支援を実施してきた。また、世界大都市気候先導グループ（C40）等の都市ネットワーク、日本環境省による都市間連携事業等を通じ、都市レベルの国際協力・都市間協力も進展している。

一方、多くの開発途上国では、都市レベルの気候変動対策に係る実施状況、課題、支援ニーズ及び協力ポテンシャルに関する情報が十分に整理されておらず、今後の効果的な協力を検討するための基礎情報の収集・分析が必要となっている。

以上を踏まえ、本調査では、東南アジア・南アジア地域における都市レベルの気候変動対策の実施状況、課題、支援ニーズ及び協力可能性等に係る基礎情報を収集・整

理し、今後の協力対象都市、支援方針及び具体的な協力内容の検討に活用することを目的として実施する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、東南アジア・南アジア地域における都市レベルの気候変動対策の実施促進に向け、今後の協力対象都市、支援方針及び具体的な協力内容の検討に必要な基礎情報を収集・整理したうえで、JICA グローバル・アジェンダ（気候変動）クラスター事業戦略「パリ協定の実施促進」（以下「JICA 気候変動クラスター戦略」という。）に照らし合わせ、今後の協力対象都市、支援方針及び具体的な協力内容に係る検討を行うことを目的とする。

本調査は、上記目的を達成するため、第3条「調査実施の留意事項」に十分配慮のうえ、第4条「調査の内容」に示す業務を実施する。また、調査の進捗に応じて、第5条「報告書等」に示す報告書を作成し、発注者に対し説明・協議の上、提出する。

第3条 調査実施の留意事項

（1）実施中及び既往の JICA 協力との相乗効果

JICA が東南アジア・南アジア地域において実施中及び過去に実施した都市レベルの気候変動対策、環境管理、都市インフラ整備等に係る協力及び調査について情報収集・整理を行い、教訓及び今後の協力可能性について分析する。特に、必要に応じて JICA 関係者等へのヒアリングを実施し、連携及び成果の活用可能性について検討する。都市レベルの気候変動対策にかかる協力の例は、下記の通り。

- ・ タイ国「バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト」
- ・ ベトナム国「ホーチミン市環境配慮型及び IT 活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト」

（2）他の援助機関による支援との相乗効果

東南アジア・南アジア地域では、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国連開発計画（UNDP）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、フランス開発庁（AFD）、日本環境省等をはじめ、複数の援助機関が都市レベルの気候変動対策に係る支援を実施している。他援助機関による支援内容、対象分野及び協力枠組み等についても情報収集・整理を行

い、支援対象都市の選定、具体的な支援内容及び今後の支援のあり方の検討に活用するとともに、協働可能性についても検討する。

(3) 現地調査対象都市

東南アジア・南アジア地域を対象として机上調査を実施のうえ、スクリーニングの基準を検討・設定のうえ、都市レベルの気候変動対策に係る協力ポテンシャルが高い現地調査対象都市（最大2都市）を選定する。対象都市の選定にあたっては、受注者と協議のうえ決定する。なお、机上調査の対象都市は、環境省等の関係機関へのヒアリング結果及び、JICA 関係部署との協議を踏まえ絞り込む。

(4) 都市ネットワーク及び都市間連携の活用

調査の実施にあたっては、世界大都市気候先導グループ（C40）等の都市ネットワーク、日本国環境省による都市間連携事業等の既存の協力枠組みについて情報収集・整理を行い、その成果、教訓及び協力モデルを分析すること。また、これらの枠組みを活用した都市間協力や、日本の地方自治体との連携可能性について検討する。

第4条 調査の内容

(1) 国際的動向及び各国・都市・援助機関の取り組み状況

気候変動対策に係る国際的議論・動向、都市レベルの気候変動政策・計画、実施体制、モニタリング・評価、実施状況及び課題・ニーズについて、文献調査やヒアリング等を通じて情報収集・整理を行う。特に、主要都市における気候変動対策の実施状況、気候変動政策、低炭素型都市開発、都市インフラ整備及び都市レジリエンス強化等の取り組み状況に着目する。また、日本の関係機関・他援助機関による支援状況についても情報収集・整理を行う。

- GHG 排出量の概要
- NDC の策定／更新とその内容、NDC の実施にかかる国内の政策・計画・実施体制、NDC の進捗状況、モニタリング・評価、これらにおける都市の位置付け
- NAP の策定／更新とその内容、NAP の実施にかかる国内の政策・計画・実施体制、NAP の進捗状況、モニタリング評価、適応に関する世界全体の目標（GGA）への対応状況、気候リスク評価、これらにおける都市の位置付け

- 気候変動政策、低炭素型都市開発、都市レジリエンス強化、都市交通、廃棄物管理、エネルギー転換等に係る都市レベルの取り組み状況、都市レベルの実施体制・実施状況
- C40、日本環境省による都市間連携事業等、他援助機関等による都市レベルの支援状況

(2) 支援対象都市のスクリーニング

今後の支援対象都市について、(1)の情報収集・整理の結果を踏まえ、協力効果・インパクトが高い都市を選定するためのスクリーニングを行う。スクリーニングにあたっては、各国のNDC、緩和ポテンシャル、気候変動リスクと適応ニーズ、都市レベルの気候変動対策への取組状況、自治体の体制、政策・制度面の成熟度、能力強化ニーズ、他援助機関や日本の地方自治体等との連携可能性、日本の関係機関・民間企業等との共創の可能性に加え、将来的な技術協力、資金協力の協力スキームの適応可能性も考慮し、広範な観点から総合的なスクリーニングを実施する。JICAとも相談の上、必要に応じて国内外の関係機関への更なるヒアリングを実施し、今後の協力ポテンシャルが高い現地調査対象都市（最大2都市）を選定・提案する。

(3) 現地調査対象都市における協力内容の検討と現地調査の実施

- ① (2)で選定された現地調査対象都市（最大2都市）について、協力内容の検討を行う。上記(1)・(2)及び追加の情報収集を踏まえ、選定した現地調査対象都市に対して協力内容案を作成し、必要に応じて現地調査の実施前にオンラインで事前打合せを行う。協力内容案を検討する際には、都市レベルの気候変動対策の具体的な実施の方策として気候資金の活用、技術協力や資金協力等の形成も念頭におく。
- ② 選定された現地調査対象都市に対して現地調査を行う。現地調査は、各都市1~2回を予定し、協力内容案の協議を目的とする。現地調査では、対象都市の自治体（実施機関の候補）、関係省庁・機関、援助機関、都市ネットワーク等へのヒアリングを通じ、都市レベルの気候変動対策の実施状況、課題、支援ニーズ等に係る追加情報の収集・整理も行う。また、協力可能性や具体的な支援内容について協議を行う。

(4) 協力内容の最終化

上記（１）～（３）を踏まえ、現地調査対象都市における協力内容を提案する。検討にあたっては、都市開発に関連する各セクターの専門的な知見を活用し、JICAの既往案件や日本の地方自治体との連携可能性、JICA・他援助機関の事例に基づく支援アプローチ・方法、過去の教訓等も踏まえ、実現性及び効果の高い協力アプローチの整理を行い、協力内容を取りまとめる。また、現地調査対象都市以外の都市についても、（１）の情報収集・整理の結果を踏まえ、今後の協力内容の提案を行う。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

	報告書名	提出時期	形態
1	業務進捗報告書	2026年9月下旬	和文：PDFデータ
2	ファイナルレポート（業務完了報告書）	契約履行期間の末日	和文：PDFデータ 英文：PDFデータ CD-R：3枚

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

別紙：報告書目次案

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

要約

調査の概要

- 1-1 調査の背景・目的
- 1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

調査結果

- 2-1 国際的動向及び各国・都市の取組状況
- 2-2 都市レベルの気候変動対策に係る課題及び支援ニーズ
- 2-3 日本国関係機関及び他援助機関による支援状況
- 2-4 支援対象都市のスクリーニング
- 2-5 現地調査結果

協力内容の提案等

- 3-1 現地調査対象都市に対する協力内容の提案
- 3-2 協力実施に向けた連携可能性及び実施アプローチ
- 3-3 今後の支援方針及び留意事項

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	他の援助機関や JICA で実施中の他事業との連携方針	第3条 調査実施の留意事項 (1) 実施中および既往の JICA 協力との相乗効果 (2) 他の援助機関による支援との相乗効果
2	都市レベルの気候変動対策に係る支援対象都市のスクリーニング手法及び評価基準	第4条 調査の内容 (2) 支援対象都市のスクリーニング
3	他援助機関、日本国関係機関、都市ネットワーク等との連携・協働方策	第3条 調査実施の留意事項 (4) 都市ネットワーク及び都市間連携の活用 第4条 調査の内容 (3) 現地調査対象都市における協力内容の検討と現地調査の実施
4	緩和策及び適応策を統合的に推進するための実効性・持続性の高い協力アプローチ	第4条 調査の内容 (4) 協力内容の最終化

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.37 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

業務従事者構成の検討に当たっては気候変動対策（緩和及び適応策）の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：東南アジア地域及び南アジア地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

なし

２）公開資料

- タイ国 バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化 プロジェクト 業務完了報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_02.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_03.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_04.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_05.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_06.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_07.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057590_08.pdf

- ベトナムバリアブンタウ省環境に配慮した産業集積並びに物流ハブ構想に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12305462.pdf>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については JICA 事務所・支所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：気候変動対策（緩和策および適応策）に係る各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4

－ 4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上があります（4,968,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	旅費	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3) 現地調査対象都市における協力内容の検討と現地調査の実施	4,968,000円	航空賃	旅費

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてラ

ンプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2